



平成 28 年 2 月 10 日

各 位

会 社 名 サッポロホールディングス株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 上條 努  
ユ-ト`番 号 2 5 0 1  
上 場 取 引 所 東証・札証  
問 合 せ 先 コ-ポ`レートコミュニケーション部 梅里 俊彦  
TEL 03 (5423) 7407

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 3 月 30 日開催予定の第 92 回定時株主総会（以下「本株主総会」）に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

#### 1. 変更の理由

- (1) 本日別途開示のとおり、当社は、本株主総会において単元株式数変更に係る議案を付議する予定です。かかる単元株式数変更は、当社株式の売買単位を 1,000 株から 100 株に変更するために行うものであり、これに伴い、単元株式数を 100 株に変更するものであります。
- (2) 本日別途開示のとおり、当社は、本株主総会において株式併合に係る議案を付議する予定です。かかる株式併合による当社株式の発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、株式併合の割合（5分の1）に応じて発行可能株式総数を 10 億株から 2 億株に変更するものであります。
- (3) 当社定款におきましては、社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう第 29 条（社外取締役との責任限定契約）及び第 38 条（社外監査役との責任限定契約）を規定しております。  
今般、「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）により、責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が拡大されたことに伴い、現行定款第 29 条及び第 38 条の規定をそれぞれ変更するものであります。なお、現行定款第 29 条の変更を本株主総会に提出することについては、監査役全員の同意を得ております。
- (4) 最適かつ機動的な経営体制の構築を可能とするため、取締役だけでなく、グループ執行役員からも社長を選定できるように変更するものです。当社では、迅速な業務執行と責任の明確化を目的として平成 15 年にグループ執行役員制度を導入しておりますが、本件目的に資するため、当社定款においてグループ執行役員の選任方法及び役

割等を明確にするため、グループ執行役員に関する規定を新設し、社長選定に係る所要の条項を変更するものであります。

- (5) 株主総会の開催場所についてより広い選択肢が確保できるように、株主総会の招集地を限定する現行定款第 15 条（招集地）を削除するものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

## 3. 日程

- ・平成 28 年 3 月 30 日（予定） 定款変更のための株主総会開催日
  - ・平成 28 年 3 月 30 日（予定） 定款変更の効力発生日
- （ただし、変更案第 5 条及び第 7 条の効力発生日は平成 28 年 7 月 1 日（予定））

## 4. その他

本日別途、「単元株式数の変更、株式併合及び発行可能株式総数の変更に関するお知らせ」を開示しております。

以上

(別紙)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行可能株式総数は <u>10</u>億株とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条 当社の単元株式数は <u>1,000</u>株とする。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第 14 条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p><u>(招集地)</u></p> <p>第 15 条 株主総会は本店所在地および隣接地のほか東京都区内においてこれを招集することができる。</p> <p>第 16 条～第 18 条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 19 条～第 23 条 (省略)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 24 条 取締役会は取締役会長がこれを招集し議長となる。</p> <p>取締役会長 <u>欠員</u> または事故あるときは取締役社長、取締役社長事故あるときは取締役会があらかじめ定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行可能株式総数は <u>2</u>億株とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条 当社の単元株式数は <u>100</u>株とする。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第 14 条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。<u>取締役社長をおかないときまたは</u>取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>第 15 条～第 17 条 (現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 18 条～第 22 条 (現行のとおり)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は取締役会長がこれを招集し議長となる。</p> <p>取締役会長 <u>をおかないとき</u> または <u>取締役会長に</u> 事故あるときは取締役社長、<u>取締役社長をおかないときまたは</u> 取締役社長に事故あるときは取締役会があらかじめ定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。</p>

<p>第 25条～第 28条 (省略)</p> <p>(社外 取締役との責任限定契約)</p> <p>第 29条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外 取締役との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(社外 監査役との責任限定契約)</p> <p>第 38条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外 監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 24条～第 27条 (現行のとおり)</p> <p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第 28条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役 (業務執行取締役等であるものを除く) との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>(グループ執行役員)</p> <p>第 29条 <u>当社は、取締役会の決議によってグループ執行役員を定め、グループ執行役員にグループ各事業会社の業務執行もしくはグループ運営上特に重要でかつ事業会社にまたがる経営課題を執行させることができる。</u></p> <p><u>取締役社長をおかないときは、取締役会の決議によって、グループ執行役員から社長を選定することができる。</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役との責任限定契約)</p> <p>第 38条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>(附 則)</p> <p>第 1条 <u>第 5 条および第 7 条の変更は、平成 28 年 7 月 1 日をもって、その効力を生じるものとする。</u></p> <p>第 2条 <u>前条および本条は、平成 28 年 7 月 1 日をもって削除するものとする。</u></p>
--	---

以上